

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H24・4・6 第130回総会；上田市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	教育委員会事務局
	☐ その他	名 称	
件名	10 文化財保護事業に伴う県費補助金予算の確保について		
提案市	松本市		
提 案 要 旨	文化財保護事業に関する補助の要望は年々増加する傾向にあり、特に長野県指定の文化財保護事業では、新規事業の先送りや事業の複数年分割実施となる事例が増えているので、文化財保護事業補助金交付要綱の基準による運用と、そのための補助金予算額を確保することを要望する。		
提 案 理 由	長野県の文化財保護事業補助金は、文化財保護事業補助金交付要綱の基準を下回る文化財保護事業補助金交付要領によって運用されており、市町村と文化財所有者の負担が大きくなっている。 また、補助金の予算額も十分に確保されていないことから、単年度で実施可能な修理を、3か年に分割実施するような調整が行われるとともに、新規事業の先送りがされ、適時・適切な保護が行えなくなってきている。		
現況及び課題等	国指定文化財保護事業の県の随伴（嵩上げ）補助は、平成15年度以降は廃止扱いとなっていたが、平成25年度の文化財保護事業補助金交付要領制定により一部を除き復活したことは理解するものの、平均的な補助率は基準上限の10分の1程度にまで押さえられている。 県指定文化財保護事業補助金は、平成25年度までは事前に事業把握を行い、必要な予算額の確保に努めていただいていたが、平成26年度からは事前の事業把握時期が9月末となり事実上枠予算の運用となったため、事業を複数年にわたって実施するような調整と新規事業の先送りがされている。		
関係法令	長野県文化財保護条例 長野県文化財保護事業補助金交付要綱		